

# 税財政システムの抜本的再編を望む - 税制改革第1次提言 - (2002年4月2日)

## はじめに 確たる思想に基づいた税制改革を

政府・与党が構造改革の柱の一つとして税制抜本改革の検討に着手したことを評価する。

わが国税制は、経済社会の変化に合わせた年度ごとの「対応型改正」を繰り返しているうちに、基本的理念から次第に遊離し、複雑でいびつになっている側面も否定できない。今回は、目指すべき経済社会の姿を描き、それを実現するための「戦略型改革」を成し遂げなければならない。

改革論議の背景となっている「税の空洞化」は、税制の根幹に関わる重要な問題であり、税は国民が広く公平に負担すべきであることは論を俟たない。しかし、これを論拠に安易な増税を企てるような姿勢が前面に出るようでは国民の理解は得られない。今こそ21世紀のわが国経済社会のあり方を見据え、確たる思想に基づいた税制の基礎を確立すべきである。

当連合会は、このような観点に立って、まず、税制抜本改革の基本方針となるべき考え方を、「税とは何か」という原点に立ち返って取りまとめることとした。政府においても、まず抜本改革の基本方針を包括的に法律の形で決定したうえで、優先順位に従って具体的改革を着実に実行すべきである。これを成し遂げることができるのは小泉内閣においてほかにないという信念をもって断行してもらいたい。

## 1. 分権型社会システムへの再編

### (1) 税は公的サービスの財源

税とは、社会において必要な財・サービスのうち政府によって提供される「公的サービス」のための財源を調達するものである。したがって、国・都道府県・市町村それぞれが提供すべき公的サービスをまず明確にしたうえで、その受益者である住民や企業が、その受益の程度と負担の能力に応じて、それぞれの政府に税を納めることが基本となるべきである。

現在、わが国で提供されている公的サービスの国と地方の割合はおおまかに4対6であり、地方の中で都道府県と市町村はほぼ同規模である。今後、地方分権改革によって役割分担を改め、同時に徹底した歳出削減を行えば、これらの比率は変わる事となる。そのうえで、国・都道府県・市町村が提供すべき公的サービスに見合っ、それぞれの税制を確立することを抜本改革の大きな目標とすべきである。なお、この場合、地方自治体間の経済・財政力格差の一部を水平的に調整する新たな仕組みを併せて構築する必要がある。

### (2) 地方分権による財政再建

国および地方の長期債務残高は平成14年度末には700兆円に迫る見込みであり、日本は先進諸国の中でも最悪の財政状況に陥っている。こうした財政状況悪化の大きな原因の一つは現行の税財政システムにある。

すなわち、地方が提供している公的サービスの財源の4割近くが国からの補助金・交付金で賄われており、住民にとっては受益と負担の関係が理解しにくくなる。また、地方交付税が税収と支出の差を埋める形で交付されるため、いきおい地方財政は緊張感を欠いたものになり易く、不必要な投資を助長することにつながるとともに、地方自治体が地域経済を活性化し、税収増を図ろうと

するインセンティブも働かない。

国も地方も財政状況の厳しさだけを訴えているが、このようなシステムを放置しては財政の肥大化が進む一方であり、プライマリーバランスの確保すら困難である。国・地方を通じる財政再建と行政の効率化は分権型社会を実現することによって初めて可能となることに、国と地方の為政者や財務当局が目覚めるべきである。

### (3) 改革の方向

- 地方税の充実(消費税および個人所得税の一部移譲など)を図ったうえで、国から地方への財政移転については、補助金は廃止、交付税は縮小する。
- 地方交付税交付団体の減少を目指し、基準財政需要額を削減する。
- 法人に限定した課税自主権の濫用を防ぐ。
- 国・都道府県・市町村の役割に応じて税源の重点化を図る(その過程で、法人事業税の外形課税問題も含め、地方における法人課税のあり方を抜本的に見直す)。

## 2. 競争力強化による持続的経済発展

### (1) 税の源泉は経済活動

公的サービスを提供するための財源として税は不可欠であるが、一方で税の源泉は民間の経済活動であり、その発展があつてこそ国・地域の雇用や税収が確保できることを忘れてはならない。世界の国や地域は競って経済の発展に努めており、税制をむしろその手段として活用している。

税収の増加を図るための方策として、新税の導入、税率の引き上げといった安易な選択は、行政改革や地方分権が不十分な現状で住民や企業の理解を得ることは困難であり、賢明な政治的判断とは言えない。捕捉が適切に行われていれば、経済が成長すれば税収はそれ以上の伸びを示すのであり、租税負担率は自然と上昇する。これが望ましい姿であり、その実現を図ることこそ政策である。

### (2) 産業競争力の強化

産業活動を営む法人にとって、税はコストであるから高い税負担は国際的な価格競争力を弱める。人件費の高いわが国においては、労使折半が基本の社会保障負担も競争力に大きく響いており、両者を含めた負担のさらなる軽減が求められる。

近年、法人課税の実効税率は引き下げられ漸く欧米先進国並みに近づいたが、ドイツが昨年、法人税の実効税率を大幅に引き下げて以降、フランス、イタリアも競って法人税の税率引き下げを表明しており、追いついたはずの「国際水準」はその後、どんどん下がっている。そして、なによりも、わが国産業が厳しい競争を強いられている中国・アジア諸国の税率は、わが国よりかなり低いことを考慮すべきである。この他、税率以外の面でも、欠損金の繰越控除は、英国の無期限や米国の15年に対しわが国は5年に止まっており、現行制度は明らかに国際水準から遅れている。高い税コストは企業の海外移転に拍車をかけるほか、配当等の本国送金を妨げるといった影響もある。日本の国際競争力はますます弱体化し、倒産や失業が増え、財政の持続可能性どころか経済的な存立基盤までが崩壊してしまう。

法人税制はまた、経済の供給サイドに大きな影響を与える。競争に寄与しない設備の償却を促進する一方、競争力強化のための新規投資の促進、研究開発力の強化、新規産業の育成など税制が果たすべき役割は大きい。本来そのような目的で連結納税制度を創設しながら、一方で税収

減対策として連結付加税を導入するような愚策は取るべきではない。

### (3) 改革の方向

- 社会保障負担を含め法人の公租公課負担を実質的に軽減する(表面税率や実効税率のみならず、欠損金の繰越控除期間など国内法人にとって国際競争力を妨げる点を是正する)。
- 民間の設備投資や研究開発、ベンチャーなどの起業、対日直接投資の促進を図る。
- 土地流動化の促進、金融資本市場の活性化を図る。
- 環境税については、経済活動に与える影響を考慮し慎重に対応する。

## 3. 国民が広く支える税制

### (1) 税の負担は広く、薄く、公平に

公的サービスの提供に必要な財源を、経済活動のどの段階で誰がどのように負担すべきかは、税の制度的確立を図るうえで根幹をなす問題である。

納税者は基本的に個人が法人であるが、両者の根本的な違いは選挙権の有無である。もちろん選挙権のない法人も公的サービスの受益者として納税義務を負うが、現行税制、特に地方税制の最大の問題点は、法人の所得に過度に依存していることである。このため、本来選挙により機能すべき地方行政に対するチェックが働かない。

この際、「取り易いところから取る」という発想を捨て、個人・法人ともに「広く、薄く、公平に納税する」ことを基本とし、受益に応じた負担をするための簡素な税制および公正な徴税システムの確立を図るべきである。

### (2) 税に対する国民の意識改革

一方、選挙権を有する個人納税者には、税の使われ方に対する監視を厳しくし、行政の効率化を進めるのは自分達であるという意識改革が求められる。

政府広報は、税や社会保障の負担(国民負担率)の国際比較を用いてわが国負担率の低さを指摘するが、激しい国際競争を行っている法人と違って、個人にとって重要なのは国内や地域における受益と負担のバランスである。このことを国民が理解できるようにする必要があり、その説明責任は公的サービスを提供している国・地方の政府にあることは当然である。

### (3) 改革の方向

- 各種の人的控除を見直し、個人所得税・住民税における課税最低限を引き下げる。
- 最低税率の引き下げと累進税率構造のフラット化を行う。
- 国・都道府県・市町村の徴税組織を改革するとともに、税務調査の充実など徴税の厳格化を図る。
- 納税者番号制度の導入を早急に実現する。
- 納税意識を高める方策を講じる(例えば、給与所得者の年末調整を個人の申告とする、確定申告の普及を図る、そのため申告の電子化を急ぐ)。

## むすび 危機回避の税制措置と抜本改革の個別具体的意見

わが国経済はデフレ・スパイラル突入の崖淵に立っており、経済危機回避のための迅速な対応が必要であることは言うまでもない。「税の空洞化」の前に「経済の空洞化」を避けることが先決である。住宅投資・消費促進策としての贈与税の活用、住宅投資減税の拡充、不動産流動化・都市再生のための税制措置、投資減税など経済団体連合会がすでに取りまとめた「当面の経済再生のための税制措置」については当連合会も全面的に支持する。

当連合会としては引き続き、今回の第1次提言で示した基本的考え方に則して、個別具体的な税制改革に関する検討を深め、第2次提言として取りまとめる所存である。